

平成29年8月

厚生労働省では、平成27年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度（輝くテレワーク賞）」として、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果を上げた企業や、団体・個人の方を表彰しています。

今回は、この表彰制度についてご紹介いたします。

テレワーク企業の大員表彰

厚生労働省では、6月16日から平成29年度「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 ～輝くテレワーク賞～」の候補となる企業の募集を行っています。この表彰は、テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現において顕著な成果をあげた企業等を表彰し、先進的な取組みを広く社会に周知するものです。

テレワークは、仕事と育児等の両立や時間の有効活用などによって、ワーク・ライフ・バランスの向上に繋がるとともに、介護離職等による人材の流失防止に資するなど様々なメリットがある働き方です。このテレワークをさらに普及・推進させていくため、厚生労働省で設けた表彰制度で、平成29年度表彰の募集期間は8月25日（金）までです。

厚生労働大臣表彰

輝くテレワーク賞



◆表彰の対象と種類◆

○厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図っている企業・団体のうち、特にその取組みが優秀と認められる企業・団体を表彰します。

○厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの導入に当たって、様々な工夫を凝らす等、他の企業・団体の模範となる取組みを行う企業・団体を表彰します。

例・テレワーク活用が難しいとされてきた業界において効果的な取組みを行っている企業・団体

・テレワーク活用が難しいとされてきた職種において効果的な取組みを行っている企業・団体

・テレワークの普及・推進に貢献して、顕著な成果をあげている企業・団体

○厚生労働大臣賞「個人賞」

[表彰対象者1]

テレワークを積極的に活用し、ワーク・ライフ・バランスを実現している労働者を表彰します。

例・ロールモデルとなる働き方によってワーク・ライフ・バランスを実現している労働者

・その他、テレワークの積極的な活用によってワーク・ライフ・バランスを実現している労働者

[表彰対象者2]

雇用型のテレワークの普及・推進に貢献した方を表彰します。

例・自らが所属する企業・団体において、テレワークの導入活動や制度設計など環境整備に尽力した労働者

・他の企業等が参考となるテレワーク実施時の工夫について発案し、業界や地域、社会等に広く影響を与え、活動をリードして行った者

・その他、テレワークの普及・推進に貢献した者

対象：企業・団体

厚生労働大臣賞「優秀賞」

厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

対象：個人

厚生労働大臣賞「個人賞」

テレワークを積極的に活用している労働者
テレワークの普及・推進に貢献した者

※以下に該当する場合は、表彰の対象から除外します。

- ・労働者（短時間労働者を除く）1人当たりの各月ごとの時間外労働および休日労働の合計時間数について、45時間以上の月がある場合
- ・労働者における平均した1月当たりの時間外労働時間について、60時間以上である者がいる場合
- ・労働関係法令およびその他関係法令などに重大な違反がある場合

◆表彰までのスケジュール◆

【応募開始】 2017年6月16日(金)	【応募締切】 2017年8月25日(金)	【審査結果発表】 2017年10月末頃	【表彰式】 2017年11月27日(月)
-------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------

※応募フォームのダウンロードや応募方法に関しては、下記の専用サイトをご覧ください。

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=8&n=17>

※募集要項、応募フォームをダウンロードし、記入した応募フォームは、事務局あてに電子メールで送付してください。

【送付先】koro-hyosho@japan-telework.or.jp

◆お問合せ先◆

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館

一般社団法人日本テレワーク協会

「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰」事務局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館

【TEL】03-5577-4572（受付：9時～17時 土・日曜、国民の祝日を除く）

【URL】<http://kagayakutelework.jp>

【E-mail】koro-hyosho@japan-telework.or.jp

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060